

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 167 「2019年10月1日以後に適用する消費税率等の適用及び経過措置について」

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられます。この消費税率の引き上げに対して、施行日前後の取引について、旧税率が適用されるかそれとも新税率が適用されるかといった実務上の問題があります。

今回は2019年10月1日前後の消費税率等の適用及び経過措置についてご説明します。

【2019年10月1日前後の消費税率等の適用】

『国内において事業者が行う資産の譲渡等（以下「資産の譲渡等」）』並びに『国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下「課税仕入れ等」）』のうち、2019年10月1日以後の取引に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%（軽減対象資産の譲渡等については、8%）の税率（以下「新税率」）が適用されることとなります。一方、2014年4月1日から2019年10月1日の前日（2019年9月30日）までの取引に係る消費税及び地方消費税については、旧税率（8%）が適用されることとなります。

したがって、2019年10月1日の前日（2019年9月30日）までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、2019年10月1日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

【経過措置】

2019年10月1日以後の取引については、原則として、新税率が適用されることとなりますが、こうした原則を厳格に適用することが明らかに困難と認められる取引については、経過措置が設けられており、旧税率（8%）を適用することとされています（改正法附則16ほか）。

なお、今回の経過措置は前回の5%から8%に引き上げられた時の経過措置と実質的に同様の経過措置が設けられています。ただし、今回の経過措置では新たに『電気料金等に関する経過措置』に灯油の供給が追加され、また、『家電リサイクル料金に係る経過措置』などの経過措置が設けられています。